

食品産業の振興と集積促進に係る連携・協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、「食品産業の振興と集積に係る連携・協力に関する協定」(平成21年3月10日。以下「協定」という。)の第3条により、江別市(以下「甲」という)、北海道立食品加工研究センター(以下「乙」という)及び酪農学園大学(以下「丙」という)の3者が、協定の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

甲、乙及び丙が確認し、必要に応じて実施事項を加えることができる。

(食品産業の振興に関する事項)

第2条 甲、乙及び丙は、食品産業の振興のために、食品関連情報の分析や技術指導、施設及び人材交流等に関する連携・協力を行うように努める。

例えば、食品産業の振興にあたり、企業のニーズと乙及び丙がもつ研究課題(シーズ)とのマッチングが課題となる。甲は、食品産業を交えた懇談の場を主催し、乙及び丙は、食品産業に関連する最新情報を提供する。市内に存在することで、合理的かつ効率的な技術指導や会合開催、施設の活用、人材交流等が可能となる。甲、乙及び丙は、連携・協力により、柔軟な対応をとることで、変化する経済環境の中においても、食品産業をサポートできる体制の確立は、食品産業の振興に大きな支えとすることができる。

(食品産業の集積に関する事項)

第3条 甲、乙及び丙は、食品産業の集積に関して、地域資源の加工・高付加価値化を目指し、地域経済の活性化を図るために連携・協力をを行うように努める。

例えば、甲、乙及び丙は、産学官連携で組織している「江別経済ネットワーク」に参画し、地域ブランドである「江別小麦めん」で高い評価を受け、農商工連携の先進事例地として、国の農商工連携88選に選ばれた実績をもつ。甲は、乙及び丙の地域資源を磨く加工技術の指導や商品開発及び流通分析の連携・協力を得ることで新たな地域ブランドを発信することが可能となる。新商品の開発に強い関心を持つ既存食品企業の高度化及び江別への食品産業の集積につながり、新たな技術開発や雇用面など地域が活性化することができる。こうした成果は、甲、乙及び丙が講演会や勉強会や成果発表などを通じて重層的にPRすることで、さらなる集積への足がかりとする

(その他)

第4条 その他、甲、乙及び丙が必要と認められる事項については、協力可能な事項は協議して決定することとする。

例えば、食品産業を支える農業生産者にも農商工連携が浸透し、市内には農家の女性が組織する農産物加工品部会が組織されている。しかしながら、商品として市民に提供するためには、規模の大小に限らず、食品産業に指導する加工技術や商品開発・流通など指導が必要である。特に甲は、乙及び丙の協力を得て、農業生産者の食品加工への支援が受けられる環境を創る努力をするなど必要と認められる事項について、実施事項に加えることができるように努力する。また、当該細目を確認するのにあたり、甲、乙及び丙の関係者会議を最低年1回は開催するように努力する